

平成25年度第1回独立行政法人造幣局契約監視委員会議事概要

- 開催日時及び場所 平成25年6月21日（金）13時～15時 造幣局会議室
- 委員 相原 隆（関西学院大学法学部 教授）
 谷口勢津夫（大阪大学大学院高等司法研究科 科長）
 松川 正毅（大阪大学大学院高等司法研究科 教授）
 和田 馨（独立行政法人造幣局 監事）
 中津 祐嗣（独立行政法人造幣局 監事）
- 委員長 委員の互選により松川委員が委員長に決定
- 審議対象 1) 「随意契約等見直し計画」（平成22年5月）の実施状況
 2) 契約状況の点検・見直し
- ・平成24年度下半期における「競争性のない随意契約」 6件
 - ・平成24年度下半期における「一者応札・一者応募契約」 21件
- 計27件
- ・競争性のない随意契約の新規案件 1件
 - ・2か年度連続して一者応札・応募となった案件 11件
 - ・2か年度連続して一者応札・応募となった案件で平成25年度においても競争入札を行う予定があるもの 4件

委員からの意見・質問、それに対する回答等

下記のとおり

委員会による意見の具申又は勧告の内容

競争性のない随意契約については、事前協議が原則であり、事後附議となる案件については、契約締結に至る判断プロセスを一つひとつ具体的に検証することができるよう、できるだけ詳細な情報を提供願いたいとの指摘があった。

意見・質問	回答
<p>『「随意契約等見直し計画」の実施状況』について</p> <p>（貨幣検査機について）</p> <p>「引き続き随意契約とせざるを得ない」と判定していたにもかかわらず、「一般競争入札」となったものについて、「見直し計画と実施状況との相違」欄において丸印（「計画どおり」）となっているのはなぜか。</p>	<p>随意契約であったものを、できるだけ競争的な方式に変えていくというのが見直し計画の趣旨で、見直し計画どおりかあるいはそれ以上に競争的なものになった場合について、丸印としている。</p>

『平成24年度下半期における競争性のない随意契約等の点検・見直し』について

(東京支局移転先の土地購入について)

本件は事後附議であるが、競争性のない随意契約の新規案件については事前附議が原則であり、どのような場合に事後附議が許されるのか、その要件をより具体化・明確化しておく必要があるのではないか。

契約方式を競争性のない随意契約としたことの妥当性について実質的な審議を行うためには、特に事後附議とした案件については契約締結に至る判断プロセスを一つひとつ具体的に検証することができるよう、できるだけ詳細な情報を提供願いたい。

『2か年連続して一者応札・応募となった案件』について

(公告周知の方法の改善について)

他社への声掛けにより競争の可能性が高まるのであれば、入札情報を扱うウェブ上のサイトなどの活用も検討いただきたい。

(貨幣検査機の点検について)

製造メーカー独自のノウハウにより製造されたものについては、競争が成立する余地がほとんどないとの説明がなされてきたが、そうしたものについても一部、新規の業者が参入する可能性が出てきたというのは何故か。

表記の仕方については、改めて整理をしたうえで、計画以上の改善が図られたという旨の注記を付すなど分かりやすいように工夫したい。

ご指摘を踏まえ、今後適切に対応して参りたい。

ウェブサイトの実態等を調査してみて、活用方策を考えてみたい。

設備の操作や点検にあたる職員の知識の習得、業者への説明能力の向上などが挙げられる。

このように具体的な取り組みが改善につながった事例については、今後、その旨を資料中に記載しておくこととしたい。